



# 今年度からごみの処理はここが変わります！

## 4月から資源物の品目が増えます！

### （木くず類・ペットボトル）

4月からの大きな変更点として、今まで燃えるごみだった「木くず類」を資源物として回収することになりました。また、先月号でもお知らせしたペットボトルの品目が追加されます。今年度も、より一層ごみ減量に向けて取り組んでいきます！

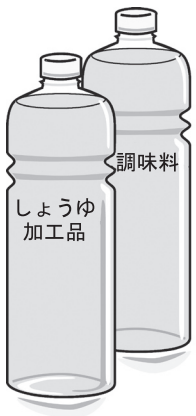
### ☆木くず類が資源物に追加！

燃えるごみであった「木くず類」が「牛久市バイオマスタウン構想」の一環として、4月から資源物回収となります。「木くず類」は、今まで燃えるごみとして焼却していましたが、資源化工場（※1）に委託し「製紙原料、建設合板、バイオマス燃料など」として資源化を図ります。この「木くず類」の資源化により、約600トンのごみ焼却量の削減が見込まれ、地球温暖化防止の行動にもつながりますので、皆さんのご協力をお願いします。

また、これに伴い下記の表の点が変更となりますのでご注意ください。4月～6月までは移行期間として、今までどおり燃えるごみの日に出されても回収しますが、資源物の日にお出しください。

	新基準	注意点
種類	家庭から出る剪定枝・板 (事業系木くずは対象外)	草や竹、木材以外を含んだものは対象外
大きさ	枝類：太さ10cm以下×長さ60cm以下 板類：幅10cm以下×長さ60cm以下×厚さ3cm以下 (それぞれ束にして一人で持ち運びができる程度にまとめてください)	これを超えるものは直接資源化工場（※1）に搬入してください（有料）
回収日	資源物回収日へ変更 (平成20年4月1日から)	【A地区】火・金⇒土 【B地区】月・木⇒水

(※1)資源化工場… (株)イーパック ☎875-1215



☆ペットボトルの品目も追加！  
容器リサイクル法の一部改正により、4月から今までの種類に加えて、ペットボトルのリサイクルマーク（上記参照）の表示が付いた「しょうゆ加工品（主な原料）」

ようお願いします。なお、7月からは資源物の日のみ回収となり、燃えるごみの日に出された木くず類は回収しませんのでご注意ください。

としてしょうゆを用いたもの）、「食酢」、「ドレッシングタイプ調味料（食用油脂を含まないもの）」などのペットボトルも回収が可能となります。

### ☆清掃工場に計量機を増設します！

4月1日から清掃工場の計量機が1基増設となり、今まで交互通行でお願いしてきた計量が、入場・退場それぞれ別計量となります。混雑時にお待たせしていた時間が短縮されます。

今年度も、牛久ごみニュースの連載を継続させていただくことになりました。これからも皆様とごみ問題について一緒に考えていきたいと思えます。次回は「木くず類」の資源化について、さらに詳しくお知らせします。

問い合わせ 市廃棄物対策課 ☎873・2111、牛久クリーンセンター ☎830・9333  
※課の名称を変更していますので、広報うしく4月15日号で詳しくお知らせします。